

固定資産（土地・家屋）現所有者申告書

令和 年 月 日

河合町長 殿

住 所
届出人 氏 名
電 話

地方税法第384条の3及び河合町税条例第74条の3の規定に基づき、下記のとおり申告します。

被相続人	氏 名				
	死亡時の住（居）所				
	死亡年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			
現所有者	氏 名 (名 称)	フリガナ			
	住（居）所 (所 在 地)				
	生 年 月 日	大・昭 平・令	年 月 日	TEL	
	個人番号			被相続人 との続柄	
相続人（現所有者を除く）	氏 名 (名 称)	住（居）所 (所 在 地)		被相続人 との続柄	
	フリガナ				
	フリガナ				
	フリガナ				
	フリガナ				
	フリガナ				

河合町税条例第74条の3の規定に基づき、固定資産課税台帳に所有者として登録されている個人が死亡している場合、当該固定資産を現に所有する者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで、固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければなりません。

※この申告書は、相続財産上の遺産分割や相続登記手続きとは一切関係ありませんが、代表者指定にあたっては、相続権利者全員の同意の上で申告してください。

なお、相続登記等をされずと、賦課期日（1月1日時点）の所有者が納税義務者となります。

※現所有者を除く相続人は、相続権のある方全員の記入が必要です。

※代表者以外の相続人の方が申告される場合は、遺産分割協議書等の確認書類が必要となる場合があります。

※正当な理由がなく申告しなかった場合には、河合町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料が科される場合があります。